

〔沿革〕 平成18年3月例規(警)第10号 平成19年2月例規(交企)第5号
平成22年3月例規(警)第12号

現在の厳しい交通情勢と複雑化する情報社会にあって、県民の警察に対する要望は多様化していることから、交通事故証明書発行処理の迅速化など県民サービスを向上させるとともに、事務の合理化・省力化に資するため千葉県警察交通情報管理システム(以下「交通情報管理システム」という。)を構築し、その適正な利用及び効果的運用を図るため、見出しの要領を別添のとおり制定し、平成13年1月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

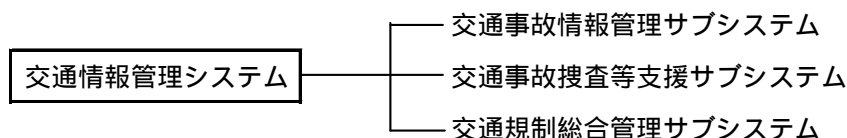
千葉県警察交通情報管理システム運用要領

第1 趣旨

この要領は、千葉県警察の情報管理システムの運営に関する訓令(平成15年本部訓令第2号)(以下「訓令」という。)に基づき、交通情報管理システムの運用について、必要な基本的事項を定め、適正な運用を図るものとする。

第2 基本構成

交通情報管理システムの基本構成は、次のとおりとする。



第3 業務内容

交通情報管理システムで行う処理業務は、次のとおりとする。

1 交通事故情報管理サブシステム

署及び交通部高速道路交通警察隊(以下「署等」という。)に設置する端末から出勤簿、基本項目(地図、発生情報及び当事者情報データをいう。以下同じ。)、交通事故統計及び行政処分のデータを入力する。

入力されたデータは県本部に送信され、交通事故統計の各種統計表作成及び警察庁への送信データの作成を行う。また、交通事故の発生要因を事故類型、法令違反、状態、年齢層、曜日、時間帯、昼夜、地形・道路形状、シートベルト着用有無、ヘルメット着用有無等の別に分析する。

(1) 交通事故データ処理業務

- ア 出勤簿照会処理
- イ 速報処理
- ウ 交通事故概況票作成処理
- エ 入力帳票一覧表示処理

(2) 交通事故統計業務

- ア 交通事故日報作成処理
- イ 交通事故統計審査処理
- ウ 定型処理

(3) 交通事故発生要因分析業務

交通事故要因分析処理

2 交通事故捜査等支援サブシステム

署等の端末から入力された出勤簿、基本項目及び行政処分のデータを基に、交通事故捜査書類の作成、交通事故証明用データの作成及び運転免許の行政処分業務の支援を行う。

(1) 交通事故捜査書類作成業務

- ア 交通業過事件等検挙票審査処理
- イ 捜査関係書類作成・出力処理
- (2) 交通事故証明用データ作成業務
交通事故証明用データ作成処理
- (3) 運転免許の行政処分関係業務
人身・物件事故用行政処分原票審査処理

3 交通規制総合管理サブシステム

署等に設置する端末から交通規制データを入力する。また、申請及び許可業務を効率的に行うためのデータベース化を行う。

- (1) 交通規制データ入力業務
 - ア 交通規制申請処理
 - イ 道路使用許可申請処理
 - ウ 通行禁止除外申請処理
 - エ 駐車禁止除外申請処理
 - オ 高齢運転者等標章申請処理
- (2) 交通規制意思決定管理業務
交通規制申請審査処理
- (3) 道路使用許可管理業務
道路使用許可申請照会処理
- (4) 通行禁止及び駐車禁止除外申請管理業務
 - ア 通行禁止除外申請確認処理
 - イ 通行禁止除外申請照会処理
 - ウ 駐車禁止除外申請確認処理
 - エ 駐車禁止除外申請照会処理
- (5) 高齢運転者等標章申請管理業務
高齢運転者等標章申請照会処理
- (6) 交通安全施設管理業務

交通情報管理システム導入前の安全施設設置データ及び交通規制意思決定管理業務で意思決定された交通規制データをデータベース化し、地図データとして随時照会可能とする。

第4 業務管理体制及び責任者等の設置

1 業務主管課長等

交通情報管理システムの業務主管課長は、交通部交通総務課長とし、基本構成するサブシステムの業務主管課は、次表のとおりとする。

交通総務課	各サブシステムの連絡調整	
	交通事故情報管理サブシステム	・交通事故統計 ・交通事故発生要因分析
交通捜査課	交通事故情報管理サブシステム	・交通事故データ処理
	交通事故捜査等支援サブシステム	・交通事故捜査書類作成 ・交通事故証明用データ作成
交通規制課	交通規制総合管理サブシステム	
執行課	交通事故捜査等支援サブシステム	・運転免許の行政処分

2 業務責任者等

(1) 業務責任者

ア 交通情報管理システム各サブシステムの業務主管課に業務責任者を置くものとし、各業務ごとの主管課長をもって充てる。

イ 業務責任者は、常に交通情報管理システムを適切に管理するとともに、効果的な運用に

努めなければならない。

(2) 業務副責任者

ア 交通情報管理システム各サブシステムの業務主管課に業務副責任者を置くものとし、警部以上の階級にある者（同相当職の一般職員を含む。）の中から業務責任者の指定するものをもって充てる。

イ 業務副責任者は、業務の円滑かつ適正な運用に関し、必要な指揮及び指導を行う。

(3) 業務担当者

ア 交通情報管理システム各サブシステムの業務主管課に業務担当者を置くものとし、業務責任者の指定する職員とする。

イ 業務担当者は、業務の円滑かつ適正な運用を行う。

3 端末装置等運用責任者等

(1) 端末装置等運用責任者

端末装置等運用責任者は、交通情報管理システムの運用に関し、適切な管理及び効果的な運用に努めなければならない。

(2) 取扱責任者

ア 交通情報管理システムの取扱責任者は、県本部の所属にあつては警部以上の階級にある者（同相当職の一般職員を含む。）の中から端末装置等運用責任者の指定するもの、署にあつては交通課長をもって充てる。

イ 取扱責任者は、交通情報管理システムで入力されたデータの管理及びデータ入力に関する指導を行う。

(3) 取扱担当者

ア 交通情報管理システムの運用所属に取扱担当者を置くものとし、警部補の階級にある者（同相当職の一般職員を含む。）の中から取扱責任者の指定するものをもって充てる。

イ 取扱担当者は、交通情報管理システムの円滑な運用に努めるとともに、データの入力に当たっては、自ら入力を行い、かつ、係間の調整及び適正な入力について指導するものとする。

第5 運用時間

交通情報管理システムは、原則として24時間運用とする。

第6 安全対策

交通情報管理システムの運用に当たっては、訓令に基づき、取扱者、個人情報の保護、目的外使用の禁止等安全対策の徹底を図るものとする。

第7 運用上の留意事項

1 出力資料等の効果的活用

業務責任者及び端末装置等運用責任者は、交通情報管理システムからの交通事故分析等の出力資料等を交通指導取締り、交通安全教育、交通安全施設の整備状況等交通事故防止対策のため効果的に活用するものとする。

2 取扱責任者による登録状況の確認

署等の取扱責任者は、随時、交通情報管理システムの入力状況を確認し、当該システムの適正な運用に努めるものとする。